

## 蒲郡市放置自転車等整理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、蒲郡市内における公共の場所の交通の障害等になっている自転車等の整理に必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境及び公共の場所の適正な管理の確保を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車等 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 公共の場所 道路、駅前広場、公園、緑地その他公共の用に供する場所をいう。
- (3) 放置 公共の場所において自転車等が不法に置かれ、又は使用されていない状態で相当期間にわたり継続して置かれている場合をいう。
- (4) 放置自転車等 放置されている自転車等をいう。
- (5) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。

### (指導等)

第3条 市長は、公共の場所において自転車等の利用者に対し駐車秩序の維持を図るため、道路管理者、警察署、鉄道事業者及びその他関係機関等と協力して、必要な指導及び助言を行うものとする。

### (調査)

第4条 市長は、公共の場所に駐車してある自転車等が放置自転車等であるかどうかを確認するため及びマナーについて指導するため、調査札(第1号様式)を当該自転車等に取り付けるものとする。

### (放置自転車等に対する措置)

第5条 市長は、前条の規定により調査札を取り付けた自転車等が放置自転車等であると確認したときは、警告札(第2号様式)を当該放置自転車等に取り付けるものとする。

2 市長は、前項の規定により警告札を取り付けた放置自転車等が引き続き10日以上経過しても、なお放置されているときは、当該放置自転車等に撤去札(第3号様式)を取り付けるものとする。

3 市長は前項の規定により撤去札を取り付けた放置自転車等が引き続き放置されているときは、当該撤去札を取り付けた日から7日後に当該放置自転車等を所定の場所に移動し、その場所において保管するものとする。

4 市長は、前項の措置を行ったときは、放置自転車等が駐車してあった場所

付近において放置自転車等移動公告(第4号様式)を行うものとする。

(保管した放置自転車等の措置)

第6条 市長は、前条第3項の規定により保管した放置自転車等(以下「保管自転車等」という。)について、当該保管自転車等の所有者の確認に努めなければならないものとする。

2 市長は、保管自転車等の所有者の確認ができたときは、当該保管自転車等の所有者に対し、速やかに引き取るように文書又はその他の方法により通知するものとする。

3 市長は、保管自転車等の所有者の確認ができないとき又は、前項の規定による通知にもかかわらず所有者による引き取りがないときは、当該保管自転車等を保管場所において移動の日から6ヶ月間保管するものとする。

4 前項の規定は、市が設置する公共の自転車等駐車場において利用されていない状態の自転車等がある場合に準用する。

(保管自転車等の市への帰属及び処分)

第7条 市長は、保管自転車等が前条第3項に規定する保管期間を経過しても返還できないとき、当該保管自転車等の所有権を市に帰属させることができることとし、当該保管自転車等について、次に掲げる事項を記載した告示を行い、これをリサイクル、廃棄その他の方法で処分できるものとする。

(1) 処分の対象となる保管自転車等の種別、型式、色その他当該保管自転車等を特定する事項

(2) 処分年月日

(3) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定は、市が設置する公共の自転車等駐車場において利用されていない状態の自転車がある場合に準用する。

(保管台帳の作成)

第8条 市長は、保管自転車等に関する措置経過を明らかにするため、放置自転車等保管台帳(第5様式)を作成するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。